

# 社会福祉施設等のための 感染症予防の手引き

(第1版)

鳥取県中部総合事務所福祉保健局

平成17年12月

## はじめに

感染性胃腸炎や腸管出血性大腸菌感染症の集団発生が時に新聞紙面をにぎわしています。平成17年は、死者が出るような重大な集団発生事例も報告されました。一方、世界中で高病原性鳥インフルエンザの発生が次々報告され、人から人へ感染する新型インフルエンザがいつ出現してもおかしくないと騒がれています。

感染症の発生をゼロにすることはできません。しかし、体力のない高齢者や乳幼児が集団で生活する社会福祉施設では、平常時から感染症の集団発生を防止するような対策が必要とされています。また、万が一発生した場合は、それがどんなものでも拡大しないよう、二次感染防止策が取れるようにしておかなければいけません。施設の健康危機管理体制が問われています。

鳥取県中部総合事務所福祉保健局（倉吉保健所）では、個々の施設での感染症予防対策が充実されることを願ってこの手引きを作成しました。一口に社会福祉施設といっても規模も違いますし、利用者の年齢や体力もさまざまです。各施設でそれぞれの実態にあったマニュアルを作成されることが必要です。その作成時、この手引きを参考にいただければ幸いです。

最後に、この手引きは「社会福祉施設等のための感染症予防の手引き」検討委員会の委員の方々に御協力いただき作成いたしました。

## 目次

第1 感染症対策の基本	
1 基本的考え方	… 1
2 職員研修	… 2
3 基本的注意事項	… 3
第2 感染症の予防	
1 地域での感染症発生状況の把握	… 4
2 施設利用者・職員の健康管理	… 4
(1) 施設利用者の日々の健康管理	
(2) 職員の日々の健康管理	
(3) 予防接種	
3 入所者の受入れ時の留意事項	… 6
(1) 結核	
(2) 疥癬などの皮膚疾患	
(3) その他	
4 日常業務における基本的な予防策	… 6
(1) 標準予防策（スタンダードプリコーション）	
参考：呼吸器衛生／咳エチケットについて	
(2) 手洗い	
(3) 手袋の活用	
(4) 排泄介助（おむつ交換）	
(5) おう吐物の処理	
5 施設や身の回りの物の衛生管理	… 13
(1) 居室等生活環境の日常管理	
(2) 飲料水の管理	
(3) 入浴施設（風呂）	
(4) 換気・空調設備の管理	
(5) 厨房、食堂	
(6) リネン、寝具	
(7) プール	
第3 感染症発生時の対応	
1 有症者の発見、確認	… 17
2 患者の確定と治療	… 18
3 感染拡大防止対策	… 18
(1) 感染症対策委員会等の設置	

(2) 発生源調査	
(3) 検査の実施（検便、血液検査）	
(4) 生活環境等の清掃・消毒の徹底	
(5) マスク、ガウン等の着用	
(6) 患者対応	
(7) 健康保菌者、症状回復者の施設内での生活	
4 行政機関への報告	… 2 2
5 法律等に基づく公表	… 2 2
6 施設利用者及び家族への説明	… 2 3
<b>第4 感染経路別予防策</b>	<b>… 2 5</b>
1 空気感染	
2 飛沫感染	
3 接触感染	
<b>第5 個別感染症対応</b>	<b>… 2 7</b>
結核	
レジオネラ症	
インフルエンザ	
ノロウイルス感染症	
腸管出血性大腸菌感染症（O157等）	
疥癬	
麻疹	
水痘	
流行性耳下腺炎	
<b>第6 消毒について</b>	<b>… 3 7</b>
1 消毒の方法	
2 常備したい消毒薬と使用方法	
消毒液のうすめ方	
3 各消毒薬の特徴	
消毒薬の殺菌スペクトル	
<b>第7 よくある質問（Q&amp;A）</b>	<b>… 4 3</b>
<b>参考資料</b>	
情報提供のための説明文書例	… 5 1
ノロウイルスによる感染性胃腸炎発生時	
インフルエンザ流行時	
腸管出血性大腸菌感染症発生時	

結核発生時	
感染予防のために	
ノロウイルス感染症二次感染を予防するために	
記録用紙例	… 5 9
健康調査記録（例1）	
健康調査記録（例2）	
感染症等集団発生時の報告（保健所あて）	
感染症集団発生時の有症状者の健康状況報告用紙（例）	
感染予防のためのチェック表	… 6 3
施設の感染症予防のための基本的な取り組み用	
職員の標準予防のための振り返り用	
ノロウイルス感染症まん延防止対策用	
保健所等関係連絡先	… 6 7
関連する法令・通知等	… 6 9
参考にした文献等	… 8 1

## 第1 感染症対策の基本

### 1 基本的考え方

感染症は、衛生環境の改善、衛生意識の向上、治療法の進歩などにより、克服されたかに見えましたが、なくなったわけではありません。病原体（細菌やウイルスなど）がいる限り発生し続けます。

集団生活が行われる社会福祉施設等では、利用者が感染症に対して抵抗力の弱い高齢者や乳幼児、または基礎疾患を持った方々であり、感染症が容易に広がりやすい場です。これらの施設での感染症対策は特に重要と考えられます。身近な感染症対策の基本はまず予防であり、そして、もし感染症が発生した場合には拡大防止に努め、健康被害を最小限に抑えるようにする必要があります。

平常時から利用者や職員の健康管理を的確に行い、感染症の早期発見に努め、感染症の拡大防止に努めましょう。

#### 【施設での感染症対策に関する基本的な考え方】

- ①病原体が施設内に持ち込まれないようにする。
- ②施設内に感染症が発生した場合には、感染症の拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限に抑える。
- ③施設内感染対策委員会等を設置し、施設内感染を想定し、施設の実情を踏まえた予防策・対応策（情報の共有化を含む）を検討し、全職員に徹底する。
- ④日頃から協力医療機関、保健所、関係行政機関等との連携体制を整えておく。

### 【施設内感染対策委員会等の役割】

- ・施設内感染リスクの評価
- ・感染リスクにみあった施設内感染対策マニュアルの作成、運用
- ・職員教育
- ・構造設備と環境面の対策の立案、実施
- ・地域における感染症の流行状況の把握
- ・施設内外の感染症発生情報の収集分析および警戒警報の発令
- ・感染が発生した場合の指揮
- ・施設内感染対策の総合評価

#### 平常時の対策（予防策）

- ・地域での感染症発生状況の把握
- ・利用者及び職員等の健康状況の把握
- ・利用者及び職員等への予防接種及び標準予防策の実施
- ・面会者等への感染症対策の説明と協力依頼

#### 感染症発生時の対策（対応策）

- ・発生の早期確認と患者発生動向の把握
- ・適切な医療の提供及び医療機関への患者移送
- ・保健所等への連絡及び調査等への協力
- ・感染経路の遮断（個室の検討、各感染症にあった予防策の検討・指示）
- ・給食調理場や共同浴場等の使用自粛など
- ・面会者等の制限

## 2 職員研修

平常時の感染予防の徹底と発生時に必要な対応の習得のためには、職員研修を実施し参加することが大変重要です。施設内で研修計画をたて、必要な研修を実施しましょう。また、外部研修がある場合には、積極的に参加し、必要な知識や技術を身に付けましょう。

### <研修の内容例>

実習；職員・利用者に対する「手の洗い方」、職員に対する「排泄物・おう吐物の処理の仕方」  
感染症発生時の報告・連絡訓練など  
講習会；感染症の基礎知識について、感染予防のポイント（標準予防策、経路別予防策など）、  
各感染症の特徴、感染の成立ちなど

### 3 基本的注意事項

①法令等の趣旨を踏まえる。

「老人福祉法」「児童福祉法」等の各施設の設置根拠となる法令や関連法令の趣旨を踏まえた対応を図り、施設基準通知、各種ガイドライン等を遵守すること。

②組織として対応することが重要である。

③科学的根拠に基づいた感染症対策を講ずる。

④差別的な対応とならないように留意する。

感染症の病原体保有者であることだけをもって差別しない。

「B型・C型肝炎ウイルス」「HIV」「MRSA」等の無症状病原体保有者の入所制限、利用制限は行わない。

⑤医療機関、保健所等の専門機関と連携する。



## 第2 感染症の予防

### 1 地域での感染症発生状況の把握

地域で今どんな感染症が発生しているのか把握し、流行している感染症に対する予防対策を考慮しておくことが有用です。鳥取県感染症情報センターでは、1週間ごとに鳥取県感染症発生動向調査の週報を、1月ごとに月報を公表しています。情報は、鳥取県衛生環境研究所ホームページ内の鳥取県感染症情報センターのコーナーでいつでも入手できます。

#### <感染症情報の入手先>

鳥取県の情報：鳥取県感染症情報センター

(<http://www.pref.tottori.jp/eiken/IDSC/idwr-tottori.htm>)

全国の情報：国立感染症研究所感染症情報センター

(<http://www.idsc.nih.go.jp/index-j.html>)

#### <関連情報の入手先>

中部総合事務所福祉保健局ホームページ

鳥取県のホームページ

厚生労働省のホームページ：Q&A（O157、ノロウイルス、インフルエンザ、C型肝炎、B型肝炎など）

## 2 施設利用者・職員の健康管理

### (1) 施設利用者の日々の健康管理

施設利用者について、施設で毎日実施する健康調査の中に、感染症の早期発見を目的とした項目（発熱、咳、下痢、おう吐など）を含めておくことが重要です。

また、個人の健康管理としてだけでなく、施設全体として日々の健康管理記録をとることにより、一定期間で下痢や発熱・咳などの症状が見られる人の人数を把握し、集団感染を疑うべき基本ラインを設定しておくことが考えられます。

### (2) 職員の日々の健康管理

職員自らも毎日健康確認を実施してください。自己確認で十分ですが、「多少の咳が出る。」「微熱がある。」「下痢気味である。」といった勤務そのものに大きな影響が出ないと思われる症状であっても、施設利用者が一般集団より抵抗力が弱いということを認識し、管理者に自ら申し出て、仕事を交代することや仕事を休む勇気も大切です。